

第8回 仙台市いじめ問題専門委員会 議事録

平成30年8月17日(金)
教育相談課作成

- ◆ 日時 平成30年8月7日(火) 午後7時00分から午後9時31分まで
- ◆ 場所 上杉分庁舎 教育局第1会議室
- ◆ 出席委員 ◎委員長 ○副委員長

No.	氏名	出欠
1	伊藤 佑紀	出
2	大久保さやか	出
3	○ 大塚 達以	出
4	◎ 川端 壮康	出
5	神 春美	出
6	高橋 達男	出
7	田中 幸子	出

・敬称略 ・50音順

1 開会

(教育相談課主幹)

ただいまより、第8回仙台市いじめ問題専門委員会を始めさせていただきます。初めに川端委員長より、ご挨拶をお願いいたします。

2 委員長あいさつ

(川端委員長)

川端でございます。皆さまお忙しい中ご参集いただきましてどうもありがとうございます。今回は前回の委員会から、非常に短い期間で再度開催することができ、これも皆さま方のご協力のおかげと感謝いたします。いよいよ事例の分析も深まってきましたところ、これまで以上に会議の回数、あるいは議論のスピードというものを早めていかなければならないと強く思っているところでございます。同時に一層の議論の深まりを、スピードと議論の深まりを共に進めていきたいと思っております。これまで以上のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

3 報告・協議

(教育相談課主幹)

ありがとうございました。それでは、これからの報告協議につきましては川端委員長に進めていただきたいと思います。委員長よろしくをお願いいたします。

(川端委員長)

それでは、これから、次第の「3. 報告・協議」に入りたいと思います。これにつきまして、仙台市いじめ問題専門委員会調査運営実施要領第5条で、「会議は、原則として非公開」となっていますが、第2項に「この規定にかかわらず、専門委員会は、仙台市情報公開条例第7条各号に該当すると認められる事項以外の事項を審議する場合にあっては、専門委員会の委員長が会議に諮って、必要と認められる者に対して会議を公開できる」とあります。参考としまして、「仙台市情報公開条例第7条」というのが、お手元の資料に添付されているかと思いますが、ご参照ください。つきまして、本日の議題の1番の「委員会における議論の進め方」につきまして、会議を公開してよろしいでしょうか。委員の皆さまのご意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

<各委員から異議なしとの意思表示あり>

(川端委員長)

ありがとうございます。それでは、会議を公開にて進めたいと思います。まず最初に、「専門委員会における議論の進め方について」を確認したいと思います。皆さま、お手元の資料をご確認ください。この議論の進め方につきましては、これまで議論を進めていくに当たって大きな枠組みとして提示しまして、議論を進めていく中で、これまでも改訂を行ってききましたが、また、議論が深まっていく中で何点か修正し、皆さんで議論していく中で枠組みを共有したほうがいいと思われるので、改めてお手元にある新しいバージョンの「議論の進め方について」を、古いバージョンとの変化を確認しつつ、まずは行きたいと思います。まずこれは一貫して皆さまにお願いし、かつ委員会の共有事項となっておりますが、まずは基本的スタンスとしましては、「中立的かつ客観的な視点から論じる」ことを共有しております。また、二つ目といたしまして、「意見提示や議論は、根拠、事実ないし理論に基づいて行う」という客観的公平な議論を行うための土台につきましては、これまでも共有してきたところでございます。それで、今回の事案の究明のための切り口、検討すべき事項について、若干修正をしたいと提示するところです。まず実際に議論をしてきた中で、いくつか既に議論の流れとして、これまでと、この進め方と変わってきていると、まあありましたり、また、若干変化させたほうがいいと思うところもあるので、ご提案しました。まず最初の点ですが、これまでの議論の事案の究明のための切り口として、最初は「いじめについて」を1番にもって、2番に「体罰について」ということをしていたわけですが、これらは両方とも重要な事案ですので、一まとめにすると同時に、比較的關係者の数が少なく、事実関係について確認しやすいと思われる体罰を最初に持つてくるということを提案したいと思います。もちろん、これは順番にこう進んでいくってことじゃなくて、行ったり戻ったりしつつ、様々な行き来をしつつ進んでいくということですが、このようなことを提案いたします。もう一つは、今言ったことにも関わりますが、この番号に従って順次進んでいくということではなくて、例えば、体罰やいじめについて論じるときに、2番の家庭や学校のサポート、あるいは当該生徒の特徴についてなども併せて論じつつ、ぐるぐるぐるぐるやりながら進めていきたいと思うところでございます。これについて皆さま方のご意見やご感想、その他ご提案等がありましたらよろしくご意見をいたします。

(伊藤委員)

じゃあよろしいですか。基本的にこの案で賛成なんですが、やり方としてはですね、個々の事実

確認というのも当然大事だと思うんですけど、全体的な流れの中での捉え方ってすごく大事だと思うんですね。なので、個々の委員の先生方、各自もう記録を読み込んでいると思うんですけども、その事実関係について共通の理解というか、を一度した上で、それを基にこう、特に関係者の多いとされているいじめのほうについては、そういった形で理解を進めていかないと、各事実を認定して、それ以後どうなるのかっていう、どういうふうな影響を与えたのかとか、そういったところの議論もできないと思うので、その関係でまずはその、前回時系列的な整理をするって話もありましたけど、それをまずした上で、そこでその各事実が持つ意味っていうのをですね、そういったところを考えていく、検討していくっていう流れがいいのかなというふうに思いました。

(川端委員長)

ありがとうございます。各ピンポイントでそこだけ見るんじゃなくて、全体をふかんする目と同時に、個々の事案の細かいところも両方見ていく必要があるというご意見だったかと思いますが、他に皆さま方から、あ、どうぞどうぞ、はい。

(田中委員)

えっとですね、私の考えは若干ちょっと違いまして、最後は答申になるというふうに思いますが、個々のですね、細かいところをですね、アンケートだったり聴き取りだったり、まあいろんなことを精査してですね、そして一つ一つ、まず丁寧にやっていくということが大事だと私は考えます。その上で、例えば特徴だったりっていうのがあとで出てきて、体罰なら体罰の問題を、どこが体罰でどのようなことによってそういうふうに行われたのかっていうことを、細かにこう詰めていってですね、そのあといじめの問題が、まあ公開されてる部分もありますので、そのことに対して、その聴き取りやアンケート、本人からのいろんなのがあります、報告書などもありますので、それら全てを合わせてですね、皆さんでここはどうなんだあなんだということをですね、議論して精査していって、その上で、ある程度こう出てきたところで、その対応はどうだったのかとかですね、細かなところ、特性だったか周りの子供のはどうだったのかっていうところも含めて、やっていったほうが混乱しない方がいいのではないかなというふうに思います。最初は細かく、体罰といじめに関しては細かく調査精査していく必要があるかと私は考えます。

(川端委員長)

ありがとうございます。伊藤委員の意見も細かいところを見ないということでもなくて、そこばっかりずうっと1点を集中して見ていくと、全体を見失うことがあるので、全体を見つつ、今、田中委員がおっしゃったように細かいところも十分に精査していこうという趣旨かというふうに思っておりますので、お二人のご意見はそれほどずれてはいないと思いますので、両方の視点を持つということで行きたいと思います、はい。

(田中委員)

そして、もう一ついいですかね。ごめんなさい。まあ、皆さん承知だと思いますけども、ここにも基本スタンスっていうふうにありますけど、やはりその噂とか、その聞いたよという話よりはですね、事実を詰めていってほしいなあというふうに思います。それがすごく大事なのではないかなって、噂話はあくまでやっぱり噂話なので、一つ一つこう事実確認をしていくっていうことが、非常に大切なのではないかなと思いますので、そこを重点的に考えていただけて進めていただければというふうに思います。

(川端委員長)

ありがとうございます。まさしくその通りで、客観的な事実に基づいて論じていくということかなと思いますので、はい。他いかがでしょうか。

(大久保委員)

私もお二方の委員の先生と同じなんですけれども、やはり全ての前提としては、一つ一つの事実の認定というのが大切だと思います。先ほども時系列という話もありましたが、やはり流れの中でその当該生徒へのその事実が認定された事実が与える影響といったものが、時系列の中でやはり変わってくると思いますので、そういう意味でまず事実認定をした上で、時系列に沿った流れの把握といったものが必要なかなと思っております。

(川端委員長)

ありがとうございます。時系列についての資料も準備して、また次回以降ぐらいには、細かいところまではちょっとどうか分かりませんが、どういう事案がどういう順番で起きてるかということぐらいは分かるような資料も、また作成できればと思っております。いかがでしょうか。ここに出ている、このペーパーに書かれていること以外でも、議論の進め方に関するところで、ご意見やご感想というか、ご提案があれば取り上げていければと思うところです。

(田中委員)

すみません。申し訳ありません、何回も。えーっとですね、私については、私の考えははじめ問題専門員会ということなので、はじめについての時間をどのくらい、まあ、私としては比重を大きく取っていただき、まあ件数も多いですし、大きく取っていただきたいというふうに思っていますけど、委員長としてはいかがでしょうか。

(川端委員長)

どれくらいということは、あの、何て言うんでしょうか、言いにくいとは思いますが、事実関係を確認していったりとか、あるいは全体の中で位置付けていくということをやっていく中で、おそらく委員の中で、多分こういうところは、まあみんな合意できるなというそういう、まあ一致点が見えてくるころがあると思うので、そこまでは、まあやっぱりやらないといけないなというふうに考えております。まあどうしても、意見が合わないという部分もあるかもしれませんが、それについては、一致できているところと一致できていないところを明確にした上で、ある程度煮詰めていった上で、場合によってはそこはそのままにしていこうということもあるかなと思います、はい。

(神委員)

実際には、最初にお話しになりました伊藤委員とほぼ同じ考え方を持っています。私たちはこれまでたくさんの方々にご協力をいただいて、お話をお聞かせいただいています。ただまあ、その聴き取りを行っていくときには、それぞれ別々の人たちが関わっていて、それぞれが関わったところのすり合わせというのをまだ行っていませんので、まずは、そういうところも含めて事案の一つ一つについての共通認識を図っていくほうが、まずは先ではないかなというふうに私も思っています。

(川端委員長)

ありがとうございます。議論を進めていく中で、ずれがまた見えてきたりとか、すり合わせができてくることかなと思いますので、議論を進めていく中で矛盾点とかずれがあるところが見えて

くるかと思うところです。他に皆さんいかがでしょうか。

(田中委員)

すみません。事案の総合的理解っていうところなんですけども、ここに、どのような経緯で当該事案が発生したか、本事案において不備、不足はどこにあったか、の2点だけなんですけども、これに付け加える気持ちはないでしょうか。私としては、最終的にはこの調査、まあ答申とかですね、どのように生かしていくのか、いじめのない学校作りをしていくのか、教育現場に生かしていくのか等も含め、教育の現場の責任を問うのか問わないのか、とかですね、そういうところも入れていただけたらなっていうふうに私は思っていますけども。

(川端委員長)

すみません。今おっしゃったのは、どのような改善点を入れるべきかっていう、そういう提言の部分ですか。

(田中委員)

そうです。

(川端委員長)

あともう一つ、最後のほうで何とおっしゃいましたかね、はい。

(田中委員)

あの、学校教育現場の責任の問題というところをですね、どのように盛り込んでいくのかいかなのか。責任を問わないのか、それとも責任をどこに問うのか、責任を問うとしたらどこにというふうなことも入れていたらなと私は思ってるんですけど、議論の中に入れていただきたいなというふうに思ってるんですね。それプラスだから今後どのように、それをもってどのように生かしていくのかっていうことが必要ではないかなってふうに思ってるんですけども。

(川端委員長)

提言を入れるべきだというのは、まさしくその通りだと思ひまして、改善点、ここがこういうふうに改善されるべきではないかというところは、私も当然入れるべきだと思って、ここに書いてないのは不備だと思うんですが、まあ責任ということにつきましては、この(4)の2のところ、本事案において不備、不足はどこにあったのか、ということを確認していく中で、本来なされるべきだったのになさらなかったこと、あるいはもっとこうすればよかったこと、というのが見えてくるのではないかなと思うんですけども、他の委員の皆さま方のご意見はいかがでしょうか。

(大久保委員)

私は検討すべき内容の中で、学校のサポート体制、指導援助が十分なされていたのか否かといったところが検討されるので、その中で、責任論と言いますとあれですけども、まあそういったことも検討、議論していくことになるのかなとは思っております。

(川端委員長)

他のご意見いかがでしょうか。新しい項目を付け加えるという、まあそこは僕は入っててもよいと思うところですが。

(神委員)

よろしいでしょうか。今の責任うんぬんの話については、まだちょっと早いかなという感じはします。私はまだ、その前にやることを確認していかなければならないことがあるので、その上で、どういう対応が適切だったのかとか不適切だったのかという話は、このあと出てくる話ですから、

今そこのところをいきなりというのは、まだちょっと時期が早いかなと。それよりはまず、やるべき議論を少し進めさせていただくほうが先なんじゃないかなと思っています。いずれは触れることになるわけですので、はい。

(川端委員長)

結論としてそこが入るということについてはもちろん。

(神委員)

はい。

(川端委員長)

今はそこに重点を置くべきではないということですね、はい。

<各委員思案中>

(川端委員長)

いかがでしょうか。この新しい委員会の今後の議論の進め方についての枠組みについては、おおむねこれでよろしいということでしょうか。

(川端委員長)

はい、ありがとうございます。それではここで(1)のところが終わります、次に報告協議の「(2) これまでの調査について」に入りますが、ここはここからの協議につきましては、個人名等の個人情報を扱う部分となりますので、「仙台市いじめ問題専門委員会調査運営実施要領」第5条に基づき、これより閉会までを非公開とさせていただきます。大変申し訳ございませんが、傍聴の皆さまと、報道関係の皆さまにはご退席をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

—傍聴者・報道関係者退室—